

令和3年度答申第15号
令和3年6月10日

諮問番号 令和2年度諮問第91号（令和3年1月21日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 建築基準適合判定資格者に対する業務禁止処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、国土交通省A地方整備局長（以下「処分庁」という。）が、建築基準適合判定資格者である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、建築基準法（昭和25年法律第201号）77条の62第2項の規定に基づく1か月間の業務禁止処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 建築基準法6条1項は、建築主は、同項1号から3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（同法並びにこれに基づく命令及び条例の規定その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けな

ればならない旨規定し、同項1号は、別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものと規定し、同表（二）の（い）欄において、用途として寄宿舍を掲げる。

建築基準法6条の2第1項は、同法6条1項各号に掲げる建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、同法77条の18から77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者（以下「指定確認検査機関」という。）の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は同法6条1項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす旨規定する。

- (2) 建築基準法77条の24第1項は、指定確認検査機関は、確認検査を行うときは、確認検査員に確認検査を実施させなければならない旨規定し、同条2項は、確認検査員は、同法77条の58第1項の登録を受けた者のうちから、選任しなければならない旨規定する。同項は、建築基準適合判定資格者検定に合格した者は、国土交通大臣の登録を受けることができる旨規定する（以下、当該登録を受けている者を「建築基準適合判定資格者」という。）。
- (3) 建築基準法77条の62第2項は、国土交通大臣は、建築基準適合判定資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、1年以内の期間を定めて確認検査の業務を行うことを禁止し、又はその登録を消除することができる旨規定し、同項5号は、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたときと規定する。
- (4) 建築基準法36条は、居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火床、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに浄化槽、煙突及び昇降機の構造に関して、同法第2章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める旨規定する。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）112条9項（令和元年政令第30号による改正前のもの。以下同じ。）は、主要構造部を準耐火構造とした建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物であつて、地階又は3階以上の階に居室を有するものの住戸の部分（住戸の階数が2以上であるものに限る。）、吹抜きとなっている部分、階

段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）については、当該部分とその他の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とを準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法2条9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならず、ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分については、この限りでない旨規定し、同項ただし書2号は、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうちその階数が3以下で、かつ、床面積の合計が200平方メートル以内であるものにおける吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分と規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 建築基準適合判定資格者である審査請求人は、主たる用途を寄宿舍とするB（以下「本件建築物」という。）の建替計画（以下「本件建築計画」という。）について、指定確認検査機関であるP法人（以下「本件指定確認検査機関」という。）が選任した確認検査員として、確認検査の業務を行った。

本件建築計画によれば、本件建築物は、主要構造部を耐火構造とした建築物であって、3階に居室を有していた。また、本件建築物内には、2階と3階を接続する2か所の連絡階段（以下「本件各連絡階段」という。）があり、本件各連絡階段の上階（3階）部分においては、階段の部分とその他の部分に施行令112条9項の規定による区画をしていたが、下階（2階）部分においては、当該区画をしていなかった。

（建築基準適合判定資格者の処分に関する照会について（回答）、確認検査業務における顛末書、設計概要書、平面図、断面図）

- (2) 本件指定確認検査機関は、平成30年3月23日、本件建築計画について、確認済証を交付した。

（建築基準適合判定資格者処分通知）

- (3) 処分庁は、令和2年2月13日、審査請求人に対し、審査請求人が、本件建築計画に係る確認検査員として、過失により、施行令112条9項の規定に適合しない（本件各連絡階段において、階段の部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法2条9号の2ロに規定する防火設

備で区画していなかった) ことを見過ごし確認済証を交付させたことが、同法77条の6 2第2項5号に該当するとして、同年3月9日から同年4月8日までの1か月間、確認検査の業務を行うことを禁止する本件処分をした。

(建築基準適合判定資格者処分通知)

(4) 審査請求人は、令和2年5月13日、審査庁に対し、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和3年1月21日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件諮問に至るまでの主張

ア 国土交通省住宅局建築指導課及び市街地建築課が編集している『問答式建築法規の実務』に収録されている548頁の解説(以下「本件解説」という。)において、「建築物の途中階を結ぶ直通階段でない階段は堅穴区画を施せば、いくら設置してもよいか」という質問に対する回答として、(ア)「直通階段に該当しない途中階のみを連絡する階段を設けることは、他に法令に適合するような直通階段が設置されているとすれば必ずしも不可とはいえないが、常時多数の者が利用するものについては、万一の災害時の避難を考慮した場合、かえって混乱を招くおそれがあり好ましくない。」とされ、その後に、(イ)「ただし、居室でない特定な用途間を結ぶ階段、住戸内の専用階段等極めて限られた範囲内で利用されるもので避難上支障ない場合には、認められることもあろう。」とされており、その下に、上記(イ)の補足として図面(以下「本件図面」という。)が示されている。

本件解説は、連絡階段の設置は無制限に認められるべきではないとの見解を示した上で、本件図面に示されたような形で堅穴区画を施した上でこれを設置しても問題ないと考えられる場合を例示するものであり、本件図面における連絡階段部分について、上階部分のみ廊下の両側に点線が記され、うち1か所に「防火区画(堅穴区画)」との注記がされていることから、連絡階段の上階部分のみについて防火設備で区画すべきことを示したものである。

また、堅穴区画は、他の階に火災が拡大しないように縦方向の火災進

行を抑制し、階段等の避難経路を確保するための防火区画であるが、上階部分のみに防火区画を施すことは、堅穴区画の趣旨からしても妥当である。縦方向の火災進行の抑制について、連絡階段の上階部分に防火区画を施すことにより、連絡階段の下階で火災が発生したとしても、火炎が上階部分に進入することが防止される。さらに、階段上部が煙だまりとしての機能を果たすことにより、下階部分の避難との関係ではむしろ避難に資するものとなる。避難経路の確保という点では、連絡階段は、基本的に避難に用いられる性質のものではなく、避難しようとして利用する際も、連絡階段の上階に居る者に限定されることから、連絡階段が存在する部分それ自体への火炎の進入を防止すべき必要性は、直通階段と比べて極めて低い。

以上により、連絡階段において、上階部分のみ区画し、下階部分を区画しないことは、違法ではない。

イ 本件建築物は、2階及び3階部分の用途が寄宿舍（寮）であり、不特定多数の者が出入りする建築物ではなく、また、本件建築計画においては3か所に直通階段が設置され、火災時にはこれらの階段を通じて避難するよう避難誘導がなされている。したがって、本件各連絡階段は、「常時多数の者が利用する」階段ではなく、本件解説のただし書に示された「居室でない特定な用途間を結ぶ階段」である。

また、本件建築物の居住者は、避難経路について十分に把握していることから、直通階段を用いた適切な経路での避難が期待できるため、避難上の支障もない。2階で火災が発生した場合においても、3階に設置された防火シャッターが閉まることから、2階から3階への火炎の進入は防止される。3階にいる者は、防火シャッターにより本件各連絡階段が遮断されることから、本件各連絡階段を利用して2階に避難することではなく、直通階段により問題なく避難できる。

以上により、本件各連絡階段の下階部分を区画しないことは、違法ではない。

ウ したがって、本件各連絡階段についての防火設備による区画方法は、施行令112条9項の規定に違反するものではないから、審査請求人が、確認検査の業務において、過失により建築基準関係規定に適合しない事項を見過ごした事実はなく、建築基準法77条の6第2項5号に該当する行為はないから、本件処分は前提を欠くものであり、違法である。

(審査請求書、反論書、反論書(2))

(2) 本件諮問後に提出された主張書面における主張

堅穴区画の設置方法に関しては、従前から柔軟な取扱いが認められ、堅穴区画の要否についても柔軟な取扱いが認められてきた。本件指定確認検査機関が携わった確認検査における他の類似事例において、他の特定行政庁が、上階部分のみの区画をもって適法な堅穴区画として取り扱ったものがある。その1件目であるC市の事例は、49階(スカイラウンジ)と50階にまたがる吹抜きがあり、当該吹抜き部分につき、50階にのみ防火シャッターを設置し、49階には防火シャッター等を設置しなかった事例である。2件目であるD市の事例は、23階(スカイラウンジ)と24階(ゲストルーム)にまたがる吹抜きがあり、当該吹抜き部分につき、24階にのみ防火シャッターを設置し、23階には防火シャッター等を設置しなかった事例である。

C市の事例において、本件指定確認検査機関は、スカイラウンジ内の「吹抜」と表記されている部分については高天井同等とみなし、階段部分を堅穴区画とすることで「吹抜」と表記されている部分までは堅穴区画は要しないとの法解釈・見解について特定行政庁に照会したところ、当該特定行政庁は、照会事項についてそのように取り扱って差し支えないとの回答をしている。また、D市の事例において、本件指定確認検査機関は、スカイラウンジ内の階段部分を含む「吹抜」と表記されている部分については高天井同等とみなし、24階のみ階段部分を含む「吹抜」を堅穴区画とし23階の堅穴区画は要しないとの法解釈・見解について特定行政庁に照会したところ、当該特定行政庁は、スカイラウンジ・ゲストルーム内の堅穴区画の必要性については貴見のとおり解して差し支えないとの回答をしている。なお、D市の事例について、審査庁は、特定行政庁に確認し、スカイラウンジ内の階段部分については、施行令112条9項ただし書2号の規定により堅穴区画を不要とした旨の回答を得たとするが、当該事例のスカイラウンジ・ゲストルームは、高層マンションの共用部分であって住戸の部分ではなく、同規定を適用できない。

このように、施行令112条9項に基づき堅穴区画を設置すべき「階段の部分」、「吹抜きとなっている部分」等について、上階部分のみを防火設備によって区画すれば、適法に堅穴区画が設置されたものとする取扱いは、従前から、また、現在も多くの特定行政庁で認められている。

よって、本件における審査請求人の判断は、実務上の取扱いとしても相

当なものであり、本件処分は違法である。

(主張書面(1)(令和3年2月5日付け)、主張書面(2)(令和3年3月19日付け)、主張書面(3)(令和3年4月19日付け)、主張書面(4)(令和3年5月7日付け)、主張書面(6)(令和3年5月28日付け)

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

- 1 建築基準法36条に基づく施行令112条に規定する防火区画は、建築物内部をいくつかの区画して、火災をその区画内に閉じ込めることにより火災の延焼拡大を防止し被害を最小限度にとどめるとともに、火災規模を抑制することにより避難、消火及び救助活動を容易にするものである。とりわけ、同条9項に規定する竪穴区画は、火災及び煙が建築物内の縦方向に連続する空間を通過して他の階に拡大しないようにするとともに、建築物内の人が階段を通過して安全に地上に到達できるよう、メゾネットタイプの2階以上の階を持つ住戸の部分、吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分など、計画上又は機能上、やむを得ず上下階を貫通する空間を設けなければならない場合には、それらの縦方向の空間がその他の部分(他の縦方向の空間の部分を含む。)と防火的に区画されなければならないこととするものである。

以上を踏まえ、本件処分の当否について検討する。

- 2 本件建築物は、地上3階建ての耐火建築物であり、3階部分に居室を有するため、施行令112条9項に規定する竪穴区画の設置が必要となる建築物に該当する。本件建築計画における本件各連絡階段の部分においては、2階と3階の空間が上下に連続した竪穴部分となっていたため、階段の部分とその他の部分とを防火区画(竪穴区画)にしなければならないが、この点については、審査請求人も異論はない旨主張している。

次に、本件各連絡階段の部分において、上階部分のみに防火区画を設けていたことが施行令112条9項の規定に抵触するかについてであるが、同項においては、区画方法について、当該部分とその他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。)とを準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法2条9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならないと規定されている。しかし、本件各連絡階段の下階部分においては、準耐火構造の壁又は防火設備のいずれも設けられていなかったため、階段

の部分とその他の部分とを区画できていなかったことは明らかである。なお、同項においては、堅穴空間からのみ出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所等については堅穴空間と一体のものとして取り扱ってよいと規定されているが、本件各連絡階段が接続する下階部分については、用途等に照らし、この規定により堅穴空間と一体のものとして取り扱うことができないことは疑いがない。

以上によれば、本件各連絡階段の下階部分においては、施行令 1 1 2 条 9 項に規定する堅穴区画が設けられていなかったと認められる。

- 3 審査請求人は、本件解説の本件図面に、連絡階段に係る堅穴区画の設置方法として、連絡階段の上階部分のみについて防火区画をすべきことが示されていると主張している。

しかし、審査請求人自身も、堅穴空間の部分とその他の部分とを具体的にどのような形で区画しなければならないかについては、実務上の取扱いに委ねられている面があると主張しているところ、本件における特定行政庁である E 市は、堅穴区画の設置方法として、連絡階段の上階部分のみについて区画すべきとの審査請求人が主張するような見解には立っていないことが認められる上、本件解説には、本件図面が堅穴区画の設置方法として連絡階段の上階部分のみについて区画すべきことを示したものである旨の具体的な記載は見当たらず、他に堅穴区画の設置方法として連絡階段の上階部分のみについて区画すべきことを認めるに足りる証拠はないというべきである。

また、審査請求人は、上階部分に区画を施すことにより火炎が上階部分に進入することが防止されるため、堅穴区画の趣旨からしても妥当であると主張しているが、階段下階のその他の部分（階段を除く部分）で発生した火災が堅穴部分に進入することを防ぐことができず、堅穴区画の目的を果たせていないことは明らかである。

さらに、審査請求人は、避難経路の確保について、火炎の進入を防止すべき必要性が直通階段と比べて極めて低いことに加えて、上階部分に防火区画を設けることにより、階段上部が煙だまりとなり、下階部分の避難との関係においてはむしろ避難に資すると主張しているが、階段のみならず吹抜き等を含む上下空間の分離という堅穴区画の目的からすれば、その区画方法の適否については、避難の用に供する階段かどうかによって判断すべきものではない。

- 4 したがって、審査請求人の上記主張はいずれも理由がなく、処分庁が審査請求人に対し、本件建築計画が施行令 1 1 2 条 9 項の規定に適合しないこと

を見過ごしたと判断したことについては合理的な理由があり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は理由がなく、棄却されるべきである。

- 5 なお、本件諮問後に提出された主張書面における主張（第1の4（2））において、審査請求人が、C市の事例及びD市の事例を示し、堅穴区画の設置方法及び要否に係る柔軟な取扱いが許容されていると主張している点については、以下のとおりである。

まず、堅穴区画の設置方法については、いずれの事例も、堅穴区画の要否に係る照会が行われているものであり、堅穴区画が必要である部分において下階部分を区画せず上階部分のみ区画するという堅穴区画の設置方法が適法と認められた事例ではないから、堅穴区画の設置方法について柔軟な取扱いが許容されているとの審査請求人の主張は根拠がない。

また、堅穴区画の要否については、C市の事例では、特定行政庁が、当該部分は堅穴部分（吹抜きとなっている部分）ではないとして、法令の規定により堅穴区画は不要と判断し、D市の事例では、特定行政庁が、当該部分はメゾネット住戸と同様であるから、施行令112条9項ただし書2号に該当するとして、法令の規定により堅穴区画は不要と判断している。このように、各特定行政庁における堅穴区画の要否の判断は、法令の規定をそのまま適用して導かれる結論であり、堅穴区画の要否について柔軟な取扱いが許容されているとの審査請求人の主張は根拠がない。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

- 2 専門委員の任命

令和3年5月21日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）71条2項の規定に基づき、萩原一郎（東京理科大学総合研究院教授）が当審査会専門委員に任命され、本件の調査審議において、同専門委員の解説を聴取した。

- 3 本件処分の適法性及び妥当性について

- (1) 「確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき」（建築基準法77条の6第2項5号）について

本件処分は、建築基準適合判定資格者である審査請求人が「確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をした」として行われたものである。

本件において、処分庁は、本件建築計画中、本件各連絡階段について、施行令112条9項の規定に適合しないとし、審査請求人が「過失により建築基準関係規定に適合しない事項を見過ごした」とする処分基準を当てはめた上で、本件処分を行っている。

過失により建築基準関係規定に適合しない事項を見過ごすことをもって「確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をした」とする処分基準自体は、特段不合理なものではない。

ただし、審査請求人は、本件各連絡階段が施行令112条9項の規定に適合すると判断して確認検査の業務を行ったものであるので、本件については、本件各連絡階段が同規定に適合しないのかを検討するだけでなく、審査請求人がかかる判断をした理由も併せ考慮した上で、「確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をした」といえるのかを検討する必要がある。

(2) 本件各連絡階段が施行令112条9項の規定に適合するかについて

ア 施行令112条に規定する防火区画は、建築物内部をいくつかの区画して、火災をその区画内に閉じ込めることにより火煙の拡大を防止し被害を最小限度にとどめるとともに、火災規模を抑制することにより避難、消火及び救助活動を容易にするものである。

そして、施行令112条9項は、堅穴区画に関する規定であり、火災で発生する煙や炎が吹抜きや階段等の垂直方向に連続する空間（いわゆる堅穴部分）を通過して急速に拡大するのを防止するために、主要構造部を準耐火構造（耐火構造を含む）とした建築物等で3階以上の階に居室を有するものについて、吹抜きや階段等の堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は一定の要件（遮煙性能）を備えた防火設備で区画しなければならない等とするものである。

イ 本件建築物は、施行令112条9項の規定が適用される建築物である。同規定に適合しないとされた本件各連絡階段は、上階（3階）部分には区画が設置され、下階（2階）部分には区画が設置されていなかった。審査請求人は、上階部分のみの区画で同項の区画として足りるとしている。

ウ 施行令112条9項は、吹抜きとなっている部分、階段の部分等について、「当該部分」と「その他の部分」とを区画しなければならないとし、堅穴部分とその他の部分とを区画することを規定している。

本件各連絡階段は、2階部分と3階部分が垂直方向に連続する空間、

すなわち堅穴部分となっているのであるから、2階部分と3階部分の両方について「その他の部分」と区画することが必要である。

したがって、本件各連絡階段は、施行令112条9項の規定に適合しないものである。

もっとも、2階部分に防火区画がなくとも必要な安全性能（全館避難安全性能）を有することが建築基準関係規定（施行令129条の2等）にのっとり検証されていれば、3階部分のみの防火区画で適法とされた余地はあるが、本件ではそのような検証は行われておらず、本件建築計画に係る図面のみで施行令112条9項の規定に適合すると判断することはできない。

(3) 審査請求人が施行令112条9項違反ではないと判断した理由について

審査請求人は、①本件解説の下に、途中階のみを連絡する階段について上階部分のみに防火区画が記載された図面（本件図面）が存在するので、本件各連絡階段について上階部分のみの防火区画で足りると判断した、②本件各連絡階段は、避難経路となる直通階段ではなく、避難経路の確保という観点からは、本件各連絡階段が存在する部分への火炎の進入を防止すべき必要性は直通階段と比較して極めて低いし、上階部分のみに防火区画を施すことにより、火炎が上階部分に進入することが防止される等と主張しているの、これらについて検討する。

ア 上記①について

本件解説の記載は、建築物の途中階を結ぶ階段の設置の可否についての質問（建築物の途中階を結ぶ直通階段でない階段は堅穴区画を施せば、いくら設置してもよいかとの質問）と、その答え（必ずしも不可とはいえないが、常時多数の者が利用するものについては好ましくなく、ただし、場合によっては認められることもある旨の答え）である。

本件解説の答えの下部には本件図面が存在し、上階部分のみの防火区画が記載されている。

審査請求人は、途中階のみを連絡する階段も場合によって認められることもあるとの説明の下にかかる図面が存在するのであるから、途中階のみを連絡する階段については上階部分のみの防火区画で足りると理解した旨主張する。そして、『問答式建築法規の実務』の記載内容には国土交通省が関与しており、確認検査の実務において広く利用されているから、これに従って判断したことは正当である旨主張する。

確かに、本件図面を見た者が上階部分のみの防火区画で足りるかのごとき印象を持つことはあり得るし、『問答式建築法規の実務』の編集を行ったとされる国土交通省がかかる図面を放置していることには問題がある。

しかし、本件図面は、途中階のみを連絡する階段についての堅穴区画の設置方法であることを明記しているものではなく、そもそも、本件解説の質問は、途中階のみを結ぶ階段を設置することが、その階段に被災者が集中することを考えると危険ではないかとの観点からの質問であって、堅穴区画の設置方法についての質問ではない。

そして、本件図面のような堅穴区画の設置方法は、施行令 112 条 9 項の文理に反するのであるから、同項の規定を前提とすると、本件図面に疑問を持つのがむしろ当然である。

特に、建築基準適合判定資格者とは、建築士の設計に係る建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを判定するために必要な知識及び経験を有すると認められた者であり、建築基準関係の法令に精通していると認められた者に与えられる資格なのであるから、建築基準適合判定資格者が、施行令 112 条 9 項の規定を精査せず、本件図面のみをもって、途中階のみを連絡する階段についてはいかなる場合でも上階部分のみの区画で足りるなどと即断することは、妥当でない。

イ 上記②について

審査請求人は、本件各連絡階段は、避難経路となる直通階段ではないし、上階部分の防火区画があれば、上階の階段外の部分に火災が拡大することを防止できると主張する。しかし、施行令 112 条 9 項に規定する階段の部分は、避難経路となる直通階段に限られていない。

また、火煙の拡大防止等という施行令 112 条 9 項の規定の趣旨に照らすと、同規定の解釈は厳格であるべきであり、実質的に考えても、上階部分のみ防火区画がある場合と上階部分及び下階部分の両方に防火区画がある場合とでは、後者の方が火煙の拡大を防ぐ機能の信頼性が高い。同規定は、堅穴部分全体とその他の部分とを区画することによって火煙の拡大を防止するものであり、いかなる場合でも上階部分の防火区画があれば上階の階段外の部分に火煙が拡大することを防止できるとして堅穴部分の一部だけを区画することで足りると解釈するのは誤りである。

上階部分のみの防火区画があれば施行令 112 条 9 項の規定の趣旨は

実現できる旨の審査請求人の主張は、同規定の解釈に反しており、火煙の拡大防止等の趣旨からも適切ではなく、採用できない。

(4) 堅穴区画の設置方法に関し柔軟な取扱いがされていたかについて

さらに、審査請求人は、堅穴区画の設置方法及び要否に関しては従前から柔軟な取扱いがされており、特定行政庁が上階部分のみの区画をもって適法な堅穴区画として取り扱っている事例もあると主張し、その具体例として、C市の事例及びD市の事例を示している。

しかし、以下に述べるとおり、これらの事例が、形式的には施行令112条9項の規定に違反するものであるのに柔軟な取扱いによって適法とされている例であるとはいえない。

ア C市の事例について

C市の事例は、49階のスカイラウンジの北側の一部（図面上「吹抜」と記載されている。）が50階と垂直方向に連続しているもので、本件指定確認検査機関が、建築基準法77条の32第1項の規定に基づき、図面上「吹抜」と記載された部分について堅穴区画を要しないとする法解釈・見解について特定行政庁に照会したところ、当該特定行政庁がこれを是認したものである。

これについては、49階のスカイラウンジは、「吹抜」と記載された部分も含めて全体が一室となっており、同室が全体として区画されているので、これをもって「吹抜きとなっている部分」と「その他の部分」との区画がされているものと考えられるから、「吹抜」と記載された部分だけを更に区画する必要はなかったものと考えられることができる。

イ D市の事例について

D市の事例は、23階と24階とを垂直方向に連続させたスカイラウンジ・ゲストルーム内の堅穴区画について、本件指定確認検査機関が、建築基準法77条の32第1項の規定に基づき、23階の堅穴区画は要しないとする法解釈・見解について特定行政庁に照会したところ、当該特定行政庁がこれを是認したものである。

これについては、スカイラウンジ・ゲストルームを「住戸」と見て、施行令112条9項ただし書2号が適用されたものと考えられることができる。

以上のとおり、上記ア及びイのいずれの事例も、施行令112条9項の規定に適合するものということができる。

(5) 指定確認検査機関による確認検査は、特定行政庁における建築主事による確認と同じ効力を持つものであり、建築基準関係規定を正しく解釈して確認検査を行わなければならないのはいうまでもない。

建築物を設計する者も建築基準関係規定に適合することに留意して設計をするべきものであるが、その上で行われる建築確認とは、建築基準関係の法令についての深い知識と理解を前提として、建築計画が建築基準関係規定に適合しているのかどうかを確認するものである。

建築基準適合判定資格者は、指定確認検査機関の確認検査員として確認検査の業務を行うものであるから、建築基準関係規定を正しく解釈しなければならないのは当然であり、解釈に疑問を持つに至ったときは、指定確認検査機関の特定行政庁への照会（建築基準法77条の3第1項）等により照会をして、法解釈を確認すべきである。

審査請求人は、『問答式建築法規の実務』の図面等だけで自己の解釈に確信を持ち、その解釈に疑問を持たなかったため照会もしなかったというのであるが、そもそも疑問を持つべきであったことは上記のとおりである。

(6) 以上によれば、審査請求人が本件各連絡階段が施行令112条9項の規定に適合すると判断したのは誤りであり、少なくとも適合するのかに疑問を持ち、特定行政庁に照会するなどして判断の是非を確認すべきであったというべきである。それにもかかわらず、何ら疑問を持つことなく本件各連絡階段が同規定に適合すると即断して確認検査の業務を行ったことをもって「確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をした」とする本件処分が違法又は不当であるということは困難である。

4 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史